

現行の市川市地球温暖化対策推進 プランの進捗状況について

1. 計画の目的、計画期間、削減対象とする温室効果ガス

〔計画の目的〕

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」と記述する。)に基づき策定するもので、市川市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市等の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。 ※計画の正式名称は、「市川市地球温暖化対策地域推進計画」ですが、呼称として『市川市地球温暖化対策推進プラン』を用いています。

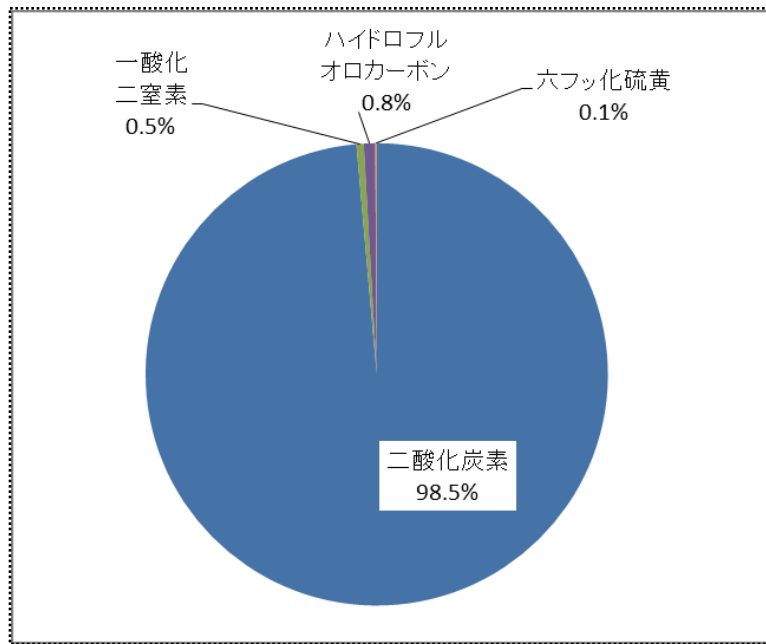
〔計画期間〕

2009年度～2016年度(8年間)になります。

〔計画上の削減対象とする温室効果ガス〕

市内から排出される温室効果ガス(①～⑥)のうち、①二酸化炭素が大部分を占めているため、二酸化炭素のみを削減対象としています。

温室効果ガスの種類		削減対象	市川市からの排出割合(2006年時点)
①	二酸化炭素(CO ₂)	○	98.5%
②	メタン(CH ₄)	×	0.0%
③	一酸化二窒素(N ₂ O)	×	0.5%
④	ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	×	0.8%
⑤	パーフルオロカーボン(PFCs)	×	0.0%
⑥	六フッ化硫黄(SF ₆)	×	0.1%
計		—	100.0%



2. エネルギー使用量(消費量)の部門別の削減目標と削減状況

部門	削減項目	2016年度 削減目標	年度	エネルギー 使用量	二酸化炭素 排出量
1. 民生家庭部門	家庭1世帯当たりの エネルギー使用量	10%削減 ※2006年度比	2009年度 2010年度 2011年度 2012年度	-5% -0.3% -8% -6%	+7% +13% +20% +31%
2. 民生業務部門	事務所等の床面積 1㎡当たりの エネルギー使用量	5%削減 ※2006年度比	2009年度 2010年度 2011年度 2012年度	-14% -14% -18% -21%	-4% -6% +1% +7%
3. 運輸部門	自動車1台当たりの 燃料使用量	10%削減 ※2006年度比	2009年度 2010年度 2011年度 2012年度	+13% +22% -2% -4%	+10% +17% -3% -6%
4. 廃棄物部門	1人1日当たりのごみの 排出量	10%削減 ※2006年度比	2009年度 2010年度 2011年度 2012年度	-12% -14% -14% -15%	-6% -6% -4% -5%
5. 産業部門	製造業における製造品 出荷額当たりの エネルギー消費量	10%削減 ※1990年度比	2009年度 2010年度 2011年度 2012年度	-23% -14% -18% -21%	-37% -34% -35% -36%

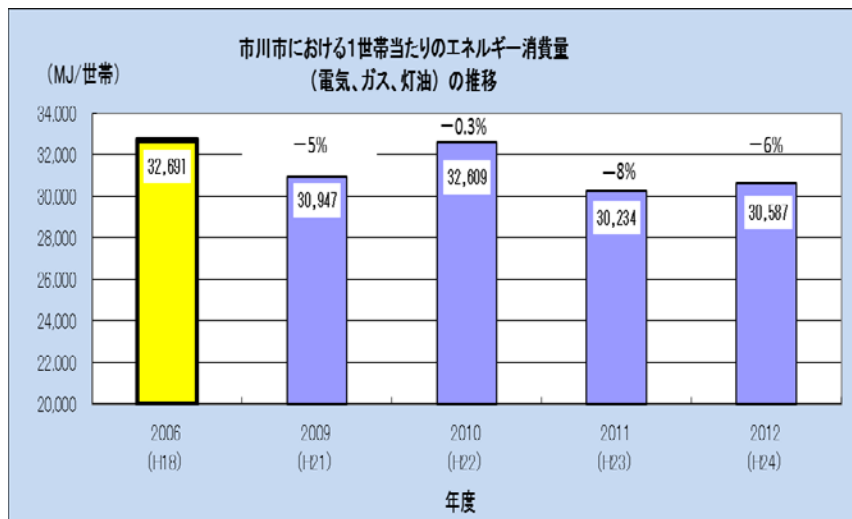
二酸化炭素排出量＝「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「二酸化炭素排出係数」

人口、従業者数、自動車保有台数、製造品出荷額など

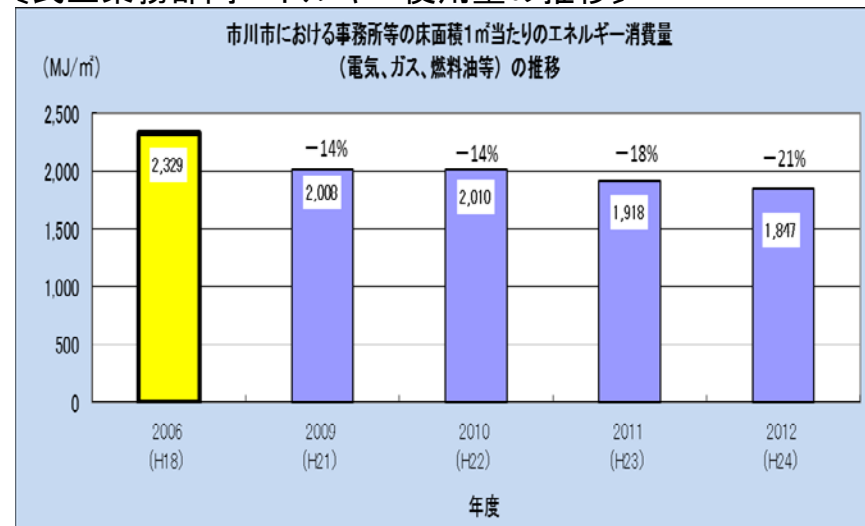
活動量1単位当たりの
エネルギー消費量

エネルギー消費量
1単位当たりの
二酸化炭素排出量

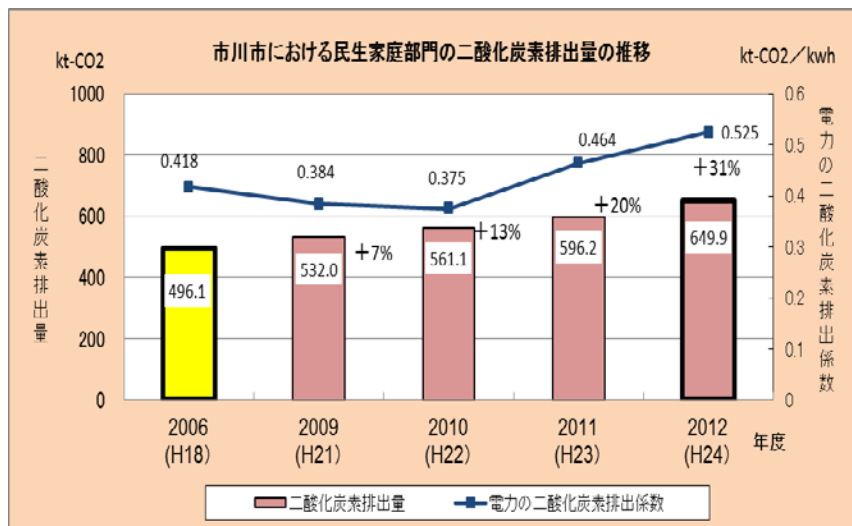
〔民生家庭部門 エネルギー使用量の推移〕



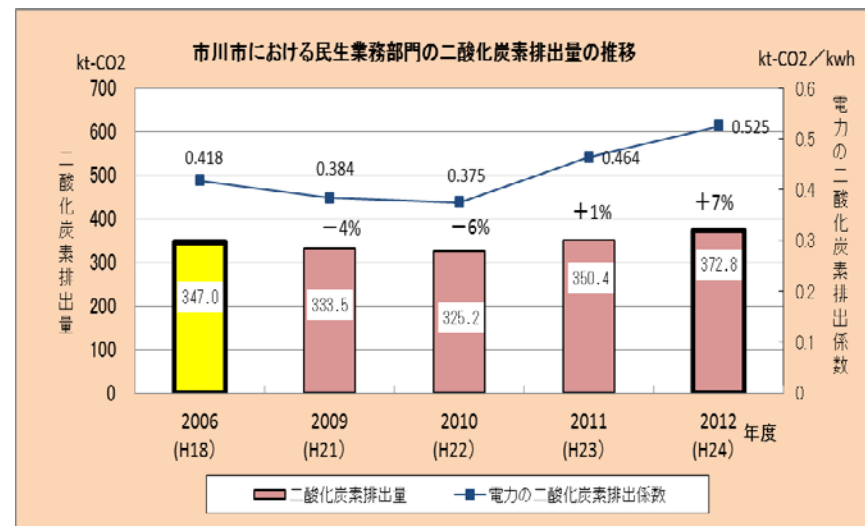
〔民生業務部門エネルギー使用量の推移〕



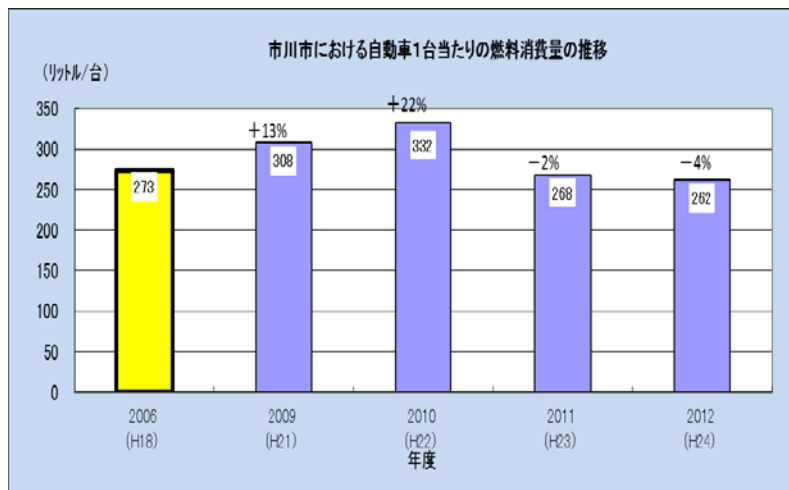
〔民生家庭部門 二酸化炭素排出量の推移〕



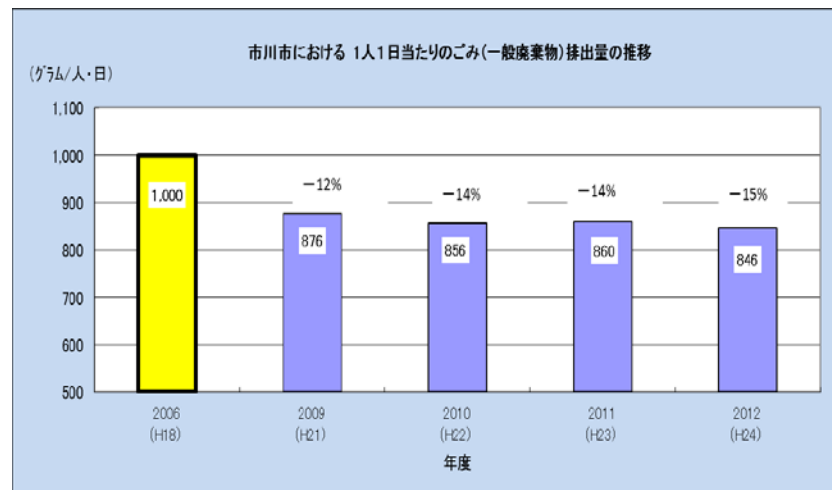
〔民生業務部門 二酸化炭素排出量の推移〕



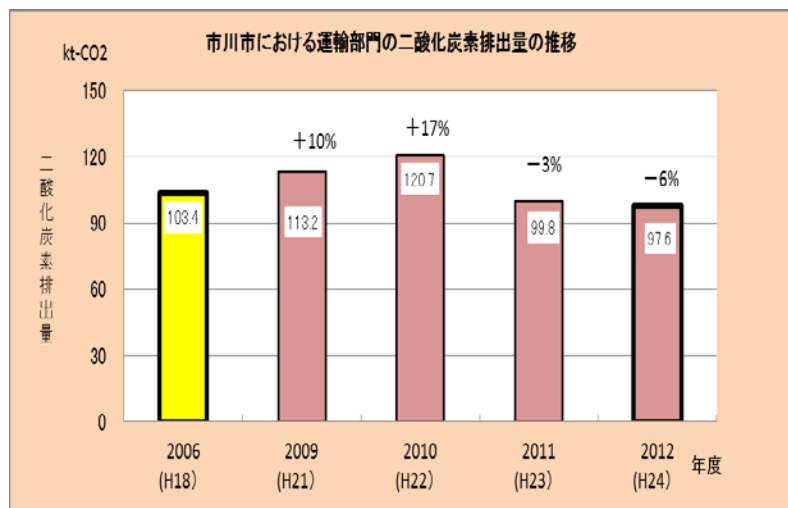
〔運輸部門 エネルギー使用量の推移〕



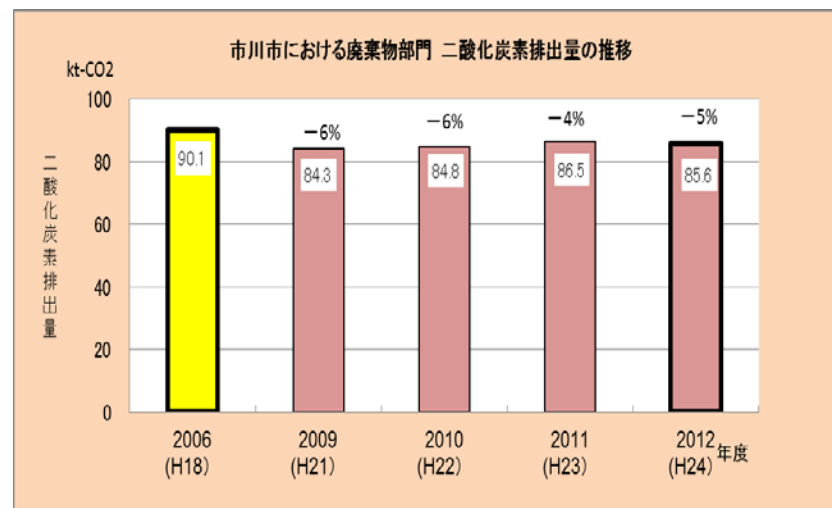
〔廃棄物部門 エネルギー使用量の推移〕



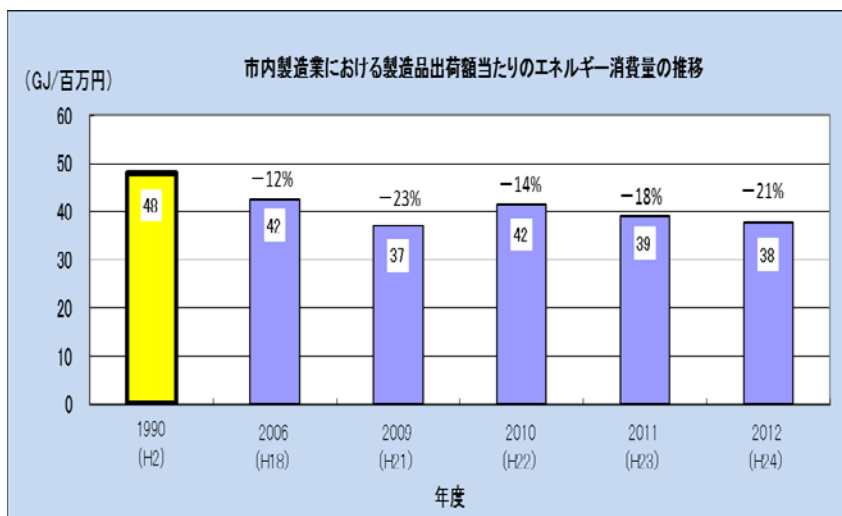
〔運輸部門 二酸化炭素排出量の推移〕



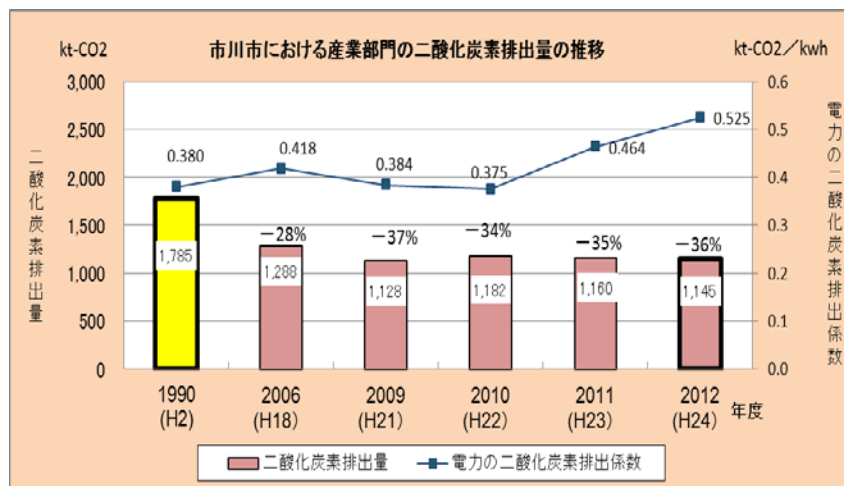
〔廃棄物部門 二酸化炭素排出量の推移〕



〔産業部門 エネルギー消費量の推移〕



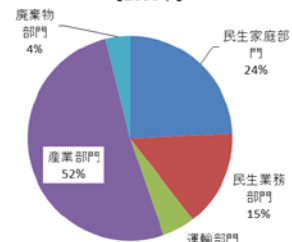
〔産業部門 二酸化炭素排出量推移〕



〔市川市から排出される二酸化炭素の部門別排出量の内訳〕 ※2009年度～2012年度まで

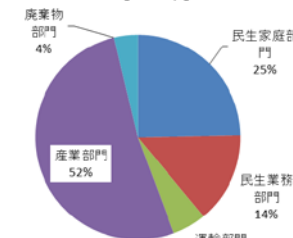
5部門の二酸化炭素排出量の内訳(Kt-CO2)

【2009年】



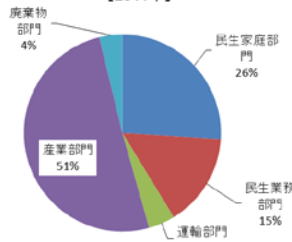
5部門の二酸化炭素排出量の内訳(Kt-CO2)

【2010年】



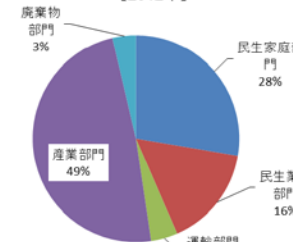
5部門の二酸化炭素排出量の内訳(Kt-CO2)

【2011年】



5部門の二酸化炭素排出量の内訳(Kt-CO2)

【2012年】



3. 6つの重点施策の選定

○5つの部門のうち、民生家庭部門・運輸部門・廃棄物部門の3部門における対策で早期に実行できる重要なものを選定し、6つの重点施策として設けました。

5つの部門	6つの重点施策
1) 民生家庭	①エコライフの啓発と推進
2) 民生業務部門	②地産地消の推進
3) 運輸部門	③エコドライブの推進
4) 廃棄物部門	④3Rの推進
5) 産業部門	⑤新エネルギー設備や高効率エネルギー機器の普及促進
	⑥地球温暖化防止の情報共有

※6つの重点施策の効果の検証を、平成25年3月に実施した市民アンケート結果(1000人の無作為抽出に対し、回答数399)、平成25年7月に実施した事業者アンケート結果(500事業所の無作為抽出に対し、回答数151)等に基づき、行いました。

重点施策①: エコライフの啓発と推進

施策の 指標名	現状 基準年度 (2008年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 C/B
エコライフに 取り組む世帯数	約86,000世帯	約165,000世帯	約110,000世帯	67%
環境講座・ イベントの開催数	42	60	110	183%

○エコライフの啓発と推進は民生家庭部門の対策として効果があります。エコライフに取り組む世帯が増えているものの、目標まで達していないことが、民生家庭部門の削減目標を達成していない原因のひとつと考えられます。エコライフの実践には、環境配慮の意識向上が不可欠であるため、環境講座の開催等により、意識向上につながる取り組みが必要です。

※クールアースデーやエコライフチャレンジ宣言の指標は、把握手法が不明確のため、当該報告から省略する。

重点施策②: 地産地消の推進

施策の 指標名	現状 基準年度 (2008年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 C/B
地場産物を 選んで購入する 世帯	約86,000世帯	約165,000世帯	約83,000世帯	50%
地場産物を 選んで購入する 事業者	—	約600事業者	約1,000事業者	167%

○地産地消は運輸部門の対策として、効果があります。運輸部門のエネルギー使用量は減少傾向に転じていますが、地場産物を選んで購入する世帯が伸び悩んでいます。今後の地産地消対策としては、市民が関心のある食の安全性とを絡めて推進していく必要があります。

重点施策③:エコドライブの推進

施策の 指標名	現状 基準年度 (2008年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 C/B
エコドライブを 実践する世帯	約76,000世帯	約153,000世帯	約103,000世帯	67%
エコドライブを 実践する事業者	約3,600事業者	約7,200事業者	約6,000事業者	83%

○エコドライブの推進は、運輸部門の対策として、効果があります。運輸部門のエネルギー使用量は減少に転じていますが、燃料の使用量の削減につながるエコドライブの取り組みの更なる推進が必要です。

重点施策④:3Rの推進

施策の 指標名	現状 基準年度 (2006年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 A-C /A-B
1人1日 当たりのごみの 排出量	1,000g	900g以下	846g	154%

○3Rの推進は、廃棄物部門の対策として、効果があります。目標を超える達成状況ですが、地球温暖化対策推進プラン策定後に策定された一般廃棄物処理基本計画では、現在の一般廃棄物処理基本計画は、1人1日あたりのごみの排出量830g以下となっておりますので、更なる3Rの推進が必要です。

※地球温暖化対策推進プラン策定後に策定された一般廃棄物処理基本計画では、平成30年度に1人1日当たり排出量830g／人・日以下の目標になっています。

重点施策⑤:新エネルギー設備や省エネルギー機器の普及促進

施策の 指標名	現状 基準年度 (2008年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 C/B
太陽光発電 システムの 設置数	約700世帯	約5,000世帯	約3,000世帯	60%
高効率給湯器 の設置数	約3,900世帯	約30,000世帯	約20,000世帯	67%

○新エネルギーの設備や省エネルギーの機器の普及促進は、主に民生家庭部門対策として効果があります。目標に対して実績が大きく伸びておりますが、更なる推進が必要です。

重点施策⑥:地球温暖化防止の情報共有

施策の 指標名	現状 基準年度 (2008年) A	目標年度 (2016年度) B	調査年度 (2013年度) C	目標 達成率 C/B
地球温暖化対策に関心がある 市民・事業者の 割合	約58%	約95%	35%(市民) 41%事業者	37% (市民) 43% (事業者)

○地球温暖化対策に関心があるの割合が低下したのは、地球温暖化そのものへの関心が低下したのではなく、東日本大震災を受けて、エネルギー問題への関心が高まったことの影響によるものと推測されます。



地球温暖化対策実行計画（区域施策編） の方向性について

1. 地球温暖化の影響と国の温室効果ガスの排出量削減目標

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その人為的な温室効果ガスの排出量の増加が原因であるとされています。

〔我が国への影響〕

- ①平均気温の上昇
- ②農作物や生態系への影響
- ③暴風、台風等による被害



〔目標〕 ※平成26年4月22日 平成26年度第1回環境審議会での西岡秀三氏の講演から抜粋。

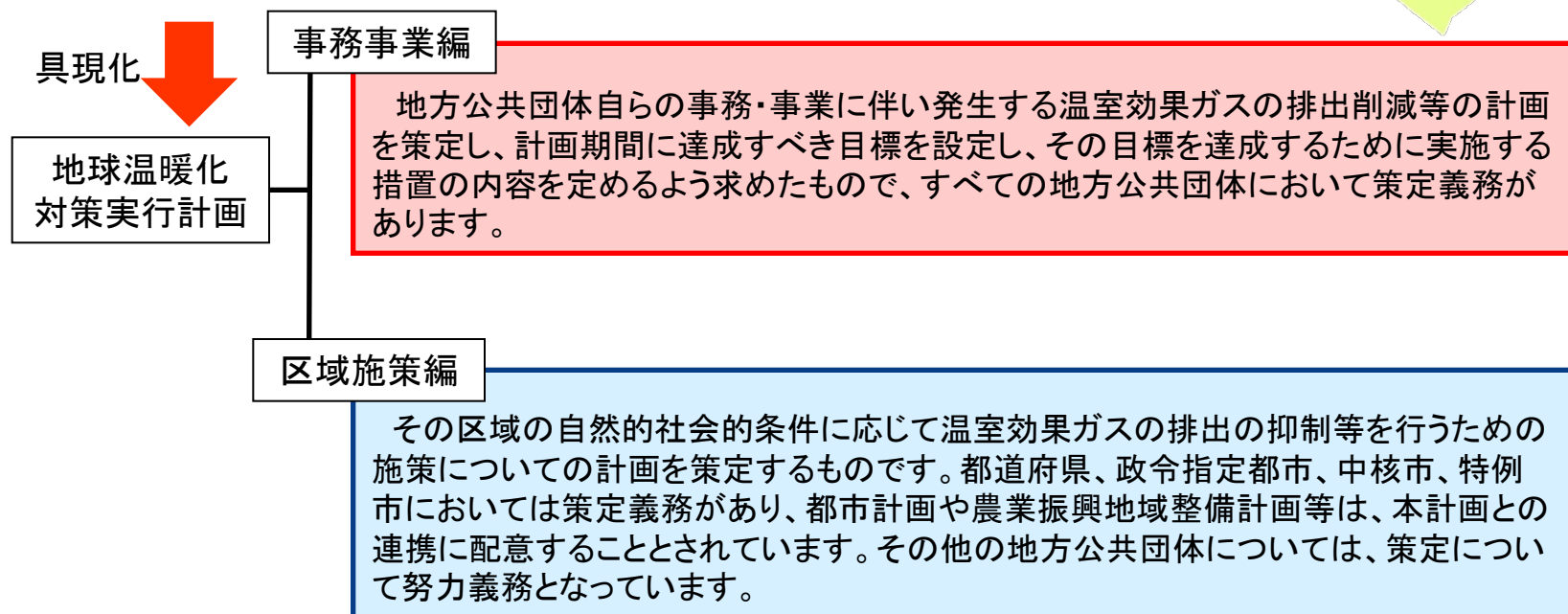
- ①産業革命前から、世界の平均気温を2℃以内に抑えるには、2050年に世界で温室効果ガスを50%削減し、一人あたり、年間約2トンにする。さらに、今世紀中には、温室効果ガスの排出量をゼロにすることが求められる。
- ②我が国で、2050年に一人あたりの温室効果ガス排出量を約2トンにしようとする、温室効果ガスを80%削減しなくてはならない(平成24年4月に閣議決定された国の第4次環境基本計画の温室効果ガスの排出削減目標において、「2050年までに80%削減」と掲げました)。

2. 地方公共団体の役割と温対法との関連

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて効果を発揮することができます。

東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性が増しています。

温対法では、地方公共団体は区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることとされています。それを具現化したものが「地球温暖化対策実行計画」で、大きくわけて「事務事業編」と「区域施策編」から構成されます。



3. 温室効果ガス排出量の削減目標の期間

目標の設定に当たっては、温室効果ガスの現状趨勢ケースの排出量と対策ケースの排出量を推計することにより、短期・中期・長期の目標を設定します。

その際の計画期間は、国では以下のとおり推奨をしています。

目標別	目標の内容
短期目標	2020年推奨。
中期目標	2030年推奨。 概ね15から20年後の地域の将来像を明確にしたり、短期目標では実施できないが、将来的に実施を検討している計画事業の位置づけを明確にしたりするために設定します。
長期目標	2050年推奨。 第4次環境基本計画に掲げられた政府の温室効果ガス排出量削減目標「2050年までに80%削減」を踏まえて、設定することが考えられます。

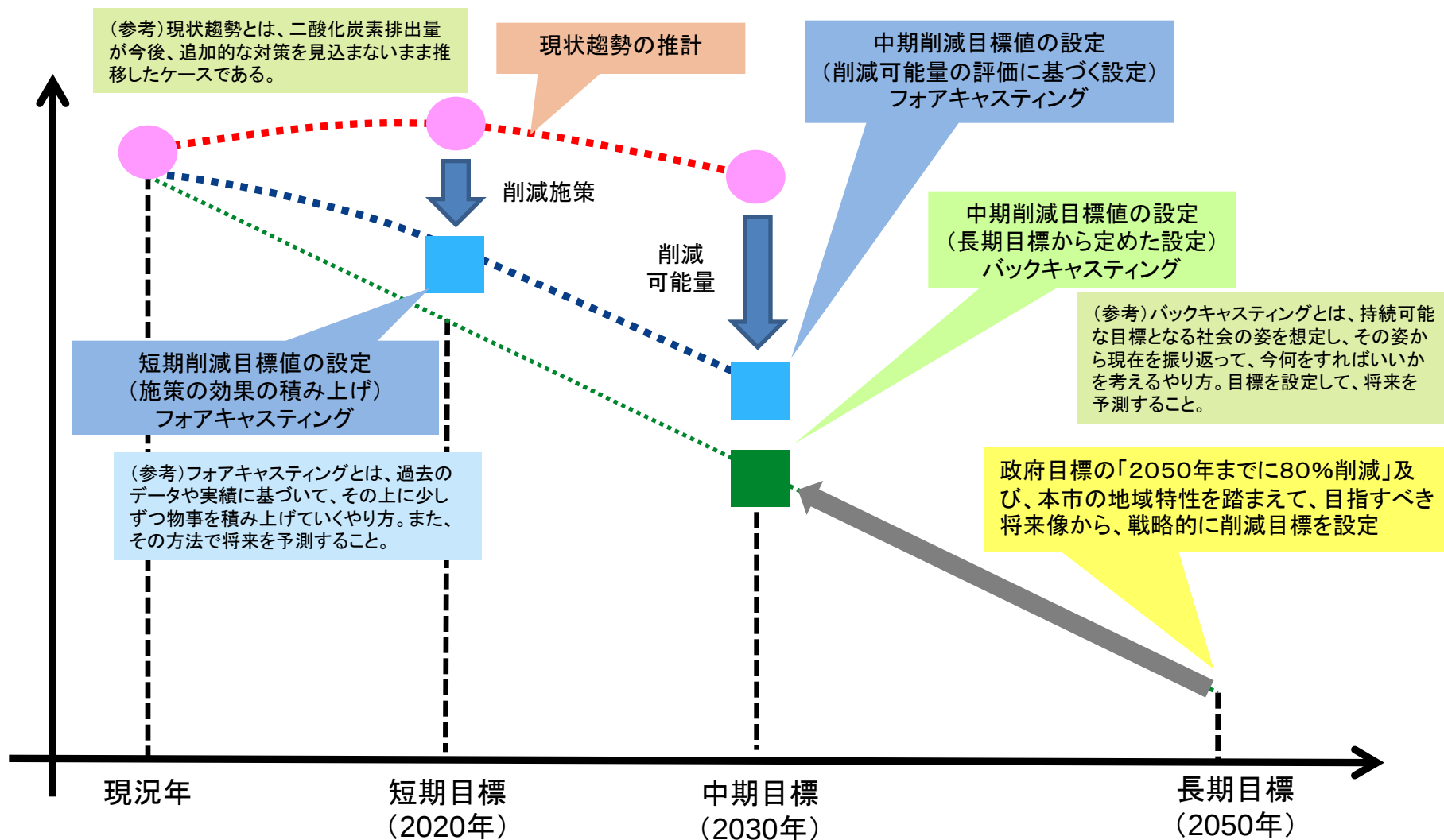
短期削減目標 2020年

中期削減目標 2030年

長期削減目標 2050年

※国が推奨する目標設定で、市川市の目標設定ではありません。

4. 二酸化炭素の現況推計から中長期の削減目標



※国が推奨する目標設定で、市川市の目標設定ではありません。

5. 温室効果ガスの排出量の削減施策の分野

温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策として、温対法に定める分類に従い、以下の①～④の施策分野について対策・施策の立案を行います。

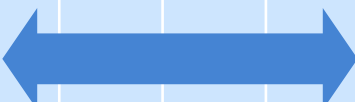
また、温対法では、「⑤地球温暖化への適応策」はその事項に含まれておりませんが、顕在化しつつある温暖化の影響は、地域の気候・地形・文化などにより異なるため、その対応には、今後、地方公共団体レベルの総合的、計画的な取組を促進することが必要になっています。

施策分野	内容
①再生可能エネルギーの利用促進	再生可能エネルギーは、自然条件(日照時間・風量等)によるところが大きいいため、どのようなエネルギーをどのくらい活用するかは地域の特性に応じて促進することが必要
②省エネルギーの促進	市民、事業者の取組みの推進
③面的対策	公共交通機関の利用促進、エネルギーの面的利用、緑地の保全及び緑化の推進等
④循環型社会の形成	廃棄物の発生抑制、3Rの推進
⑤地球温暖化への適応策	気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益を活用すること 例) 自然災害対策、熱中症対策、生物多様性の保全と持続可能な利用

＜温室効果ガスの排出抑制以外の副次的効果＞

- 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及による地域のエネルギーセキュリティの向上や関連産業の育成
- 住宅の省エネ対策による快適な都市空間・住空間の実現等

6. 今後の審議会のスケジュール(案)

平成 26 年 11 月	12 月	平成 27 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 28 年 1 月	2 月	3 月
		 諮問・ 審議				 5月～8月の 期間で審議						 答申			 計画 公表	